



《会計・税務の知識》 年末調整の時期になりました

はじめに

今年も年末調整の時期になりました。

会社員の方は、毎年この時期になると会社から年末調整のための書類が配布され、必要事項を記載の上、添付資料とともに会社へ提出していると思います。

この提出書類に基づいて会社は年末調整を行うこととなりますので、提出書類の記載ミスや添付資料の不足等の不備があると、正しく年末調整を行うことができません。

そのため提出書類に不備があった方については本来納付すべき税額よりも多くの税金を支払ってしまう可能性があります。

そこで今回は、毎年やっても意外と知らないことが多い年末調整の手続について、その制度の概要をご説明したいと思います。

1. 年末調整とは何か

会社員の場合、会社が毎月の給与から所得税を源泉徴収（天引き）し、社員に代わり税務署へ納付しています。この毎月源泉徴収されている税額はあくまで暫定的な計算ですので、その年に納付すべき所得税の確定額は、年間の給与支給総額が確定した時点ではじめて算出することができます。

そのため、年間の給与支給総額が確定する12月の給与支給時に、毎月源泉徴収されていた税額の合計額との差額を精算（追加徴収又は還付）する手続きが必要となり、この手続きを年末調整と呼んでいます。

2. 所得税の計算方法

所得税額は一年間（暦年）の所得金額に応じて段階税率（平成26年は5～40%、平成27年以降は5～45%）により計算されますが、以下のように所得控除と税額控除が設けられています。

所得税額 = (所得金額 - 所得控除) × 税率 - 税額控除

この所得控除や税額控除（以下、まとめて「控除」という。）については扶養家族や住宅ローンの状況等により、適用できる控除の種類及び金額が各人ごとに異なります。

そこで、会社は年末調整の際に、各社員が受けべき控除の種類及び金額を確認するため、「給与所得者の扶養控除等申告書」や、「給与所得者の保

険料控除申告書」といった書類を社員に配布し、記載の上、添付書類と合わせて会社へ提出してもらうようにしています。

この提出書類に不備があると年末調整が正しく行われなため、正確に記載し、添付資料も忘れずに提出する必要があります。

また、控除の種類によっては年末調整の対象とならないものがあります。年末調整の対象とならない控除については、各自で確定申告をしないと適用することができませんので、注意が必要です。

そこで、以下では各種の控除のうち、年末調整の対象となるものと、ならないものについて確認したいと思います。

3. 年末調整の対象となる控除

（所得控除）

社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除

（税額控除）

2年目以降の住宅借入金等特別控除

4. 年末調整の対象とならない控除

（所得控除）

雑損控除、医療費控除、寄付金控除

（税額控除）

1年目の住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、政党等寄付金特別控除、他（省略）

5. 住民税について

住民税については、一般的に年末調整や確定申告により確定した所得金額に基づいて賦課決定（税率は10%）され、翌年6月から翌々年5月までの給与の支給ごとに特別徴収（天引き）されます。

6. 結び

年末調整や確定申告で過去に適用を受けることができたはずの控除を適用せず、所得税を過大に納付している方については、後から還付申告や更正の請求という手続をすることにより還付を受けられる場合があります。お心当たりのある方は、お近くの専門家や税務署へご相談されることをお勧め致します。

（担当：大山）